## 令和3年第2回宇治田原町議会定例会

## 目 次

○第1日	(令和3年6月3	: 日)
------	----------	------

議事日	程(第1号).	
日程第1	会議録署名議員	員の指名について
日程第2	会期の決定…	4
日程第3	報告第1号	令和2年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書
		について
日程第4	報告第2号	令和2年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書に
		ついて
日程第5	報告第3号	令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書
		について
日程第6	報告第4号	贄田立川線道路工事(その4)宇治田原中央公園造成
		工事(その2)請負契約の一部変更に係る専決処分に
		ついて6
日程第7	報告第5号	宇治田原中央公園造成工事(その3)請負契約の一部
		変更に係る専決処分について6
日程第8	報告第6号	和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について6
日程第9	報告第7号	令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画
		に関する報告書について6
日程第10	報告第8号	令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書
		について
日程第11	議案第39号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処
		分について8
日程第12	議案第37号	宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例
		を制定するについて9
日程第13	議案第38号	宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定する
		について9
日程第14	議案第40号	町道路線の認定について9
日程第15	議案第36号	令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)9

## 令和3年第2回宇治田原町議会定例会

# 議 事 日 程(第1号)

令和3年6月3日 午前10時開議

			, 100
日程第1	会議録署	8名議員	員の指名
日程第2	会期の決	た定	
日程第3	報告第	1号	令和2年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につ
			いて
日程第4	報告第	2号	令和2年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につい
			T
日程第5	報告第	3号	令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書につ
			いて
日程第6	報告第	4号	贄田立川線道路工事(その4) 宇治田原町中央公園造成工
			事(その2)請負契約の一部変更に係る専決処分について
日程第7	報告第	5号	宇治田原中央公園造成工事 (その3) 請負契約の一部変更
			に係る専決処分について
日程第8	報告第	6号	和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
日程第9	報告第	7号	令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関
			する報告書について
日程第10	報告第	8号	令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につ
			いて
日程第11	議案第3	8 9 号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に
			ついて
日程第12	議案第3	3 7 号	宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を制
			定するについて
日程第13	議案第3	8 8 号	宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつ
			いて
日程第14	議案第4	10号	町道路線の認定について
日程第15	議案第3	8 6 号	令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)

# 1. 出席議員

議長 12番 整 議員 谷口 副議長 1番 浅 田 晃弘 議員 2番 原 田 周 一 議員 3番 宇佐美 ま り 議員 4番 山本 精 議員 5番 山内 議員 実貴子 6番 野 雅央 議員 上 7番 英 樹 議員 藤 本 8番 森 山高広 議員 9番 馬 場 哉 議員 10番 榎 木 憲 法 議員 今 西 利 行 11番 議員

- 1. 欠席議員 なし
- 1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 西 谷 信 夫 君 之 副 町 長 Щ 下 康 君 教 育 長 奥 村 博 E 君 都市整備政策監 星 野 欽 也 君 総務担当理事 奥 谷 明 君 健康福祉担当理事 黒 Ш 剛 君 建設事業担当理事 垣 内 清 文 君 教 育 次 長 野 田 泰 生 君 総 務 君 課 長 青 Щ 公 紀 企 画 財 政 課 長 村 弘 君 Щ 和 税 住 民 課 長 廣 島 照 美 君 健康対策課長 原 子 立 信 君 子育て支援課長 岩 井 子 直 君 建設環境課長 谷 出 智 君

 産業観光課長
 木原浩一君

 上下水道課長
 清水清君

 会計管理者兼会計課長
 長谷川みどり君

 学校教育課長
 馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長(谷口 整) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第2回宇治田原町議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(谷口 整) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、山本精議員 と8番、森山高広議員を指名をいたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

#### ◎会期の決定

○議長(谷口 整) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から6月17日までの15日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって会期は本日から6月17日までの 15日間に決定をいたしました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

- ○議長(谷口 整) ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) 皆さん、おはようございます。

6月町議会定例会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第2回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、 議員の皆様方にはご参集をいただき、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げる 次第でございます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月25日より発令されております緊急事態宣言につきましては、病床の使用状況など厳しい医療態勢の状況を踏まえ、 京都府においても6月20日までの延長となったところでございます。

こうした中、感染拡大防止として期待されるワクチン接種につきましては、本町におきましても、綴喜医師会の先生方をはじめ、関係者の皆様のご協力のもと、5月16日以降75歳以上の高齢者の方を対象に土曜日、日曜日に集団接種を行っており、65歳以上の方々につきましても、6月5日から集団接種を進めてまいります。

ワクチン接種は新型コロナウイルス感染収束の切り札とも言われているところであり、 一日でも早く住民の皆様が日常の生活を取り戻せるよう、ワクチン接種完了に向け、な お一層の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

さて、6月に入り、一番茶の収穫も終盤を迎えました。今年は3月の高温、また4月の低温、そして一番茶収穫時期本番には梅雨入りを迎えるなど、茶生産者には大変ご苦労されたことと存じますが、生産農家並びに茶摘みさんリーダーの皆様、各関係機関が一丸となって出品茶の生産に取り組んでいただき、大変すばらしい高品質のお茶が出来上がったと聞いておるところでございます。今年度は全国茶品評会が埼玉県で、関西茶品評会が奈良県で開催される予定であり、各品評会での上位入賞、また、優秀産地賞獲得に向けて、大いに期待をしておるところでございます。

近畿地方では昨年よりも25日早い5月16日に、統計開始以降で最も早い梅雨入りとなったとのことですが、平年よりも早い出水期を迎えたところですが、住民の皆様方の安心・安全を守るため、常に関係機関との連絡体制を確立し、災害時における対応が円滑に行えるよう対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今議会にご提案させていただきます議案は、令和3年度一般会計補正予算(第1号)など予算関係1件、条例関係3件、一般議案1件、報告8件の合計13件でございます。 それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

後になりましたが、4月1日に定期人事異動を行いましたので、対象となります職員 につきましては、議長のお許しを得て、副町長から紹介をさせていただきたいと存じま すので、よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、人事異動者を紹介させていただきます。 まず、健康福祉担当理事兼福祉課長の黒川剛でございます。

- ○健康福祉担当理事(黒川 剛) 黒川でございます。よろしくお願いします。
- ○副町長(山下康之) 建設事業担当理事兼まちづくり推進課長の垣内清文でございます。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) 垣内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 税住民課長の廣島照美でございます。
- ○税住民課長(廣島照美) 廣島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 子育て支援課長の岩井直子でございます。
- ○子育て支援課長(岩井直子) 岩井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 上下水道課長の清水清でございます。
- ○上下水道課長(清水 清) 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 学校教育課長の馬場浩でございます。
- ○学校教育課長(馬場 浩) 馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○副町長(山下康之) 以上でございます。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

#### ◎報告第1号~報告第8号の一括上程、説明

- ○議長(谷口 整) 日程第3から日程第10は、いずれも報告でございます。 会議規則第37条により一括して報告を求めます。西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) それでは、日程第3から日程第10、報告第1号から第8号までに つきましてご説明を申し上げます。

報告第1号、令和2年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算第4号及び第6号で繰越明許費の設定を行いま した「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費、オンライン観光プロモーション 事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、新市街地都市公園 整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたもので、地方自治法施 行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、令和2年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、急速ろ過機改良事業などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書につ

きましては、公共下水道(管渠)整備事業などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、下水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、贄田立川線道路工事(その4)宇治田原中央公園造成工事(その2)請負契約の一部変更に係る専決処分につきましては、令和2年第3回定例会でご可決いただきました当該請負契約について、契約金額の変更が生じましたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分をしたものでございます。

変更内容といたしましては、舗装工の施工面積の変更などであり、契約金額1億6,213万8,900円から38万3,900円を減額し、1億6,175万5,000円に変更させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第5号、宇治田原中央公園造成工事(その3)請負契約の一部変更に係る専決処分につきましては、令和2年第3回定例会でご可決いただきました当該請負契約について、契約金額の変更が生じましたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分したものでございます。

変更内容といたしましては、駐車場の舗装工の追加などであり、契約金額5,704万6,000円に337万400円を増額し、6,041万6,400円に変更させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第6号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきましては、 損害賠償の額を定めることについて、地方自治法180条第1項の規定による議会の議 決事項として、専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告する ものでございます。

令和2年7月30日、町営バスが町道郷之口湯屋谷線を走行中、左側の町道から合流 しようと交差点に差しかかった乗用車を右側に避けたところ、車内の最前列座席に座っ ていた乗客が転倒し負傷されたものでございます。

当事故に関しましては、負傷された乗客の方との示談が調い、損害賠償額36万7,110円で和解したものでございます。

今後とも安全運転の励行について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えております ので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

報告第7号、令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書に

つきましては、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことから報告させていただくものでございます。

この補正事業計画につきましては、城南土地開発公社の理事会において書面表決の結果、3月22日に可決されたものでございまして、令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画における本町の公有地取得事業についてはございません。

続きまして、報告第8号、令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましても、報告第7号と同じく地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定める経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことからご報告させていただくものでございます。

この事業計画につきましても、城南土地開発公社の理事会において書面表決の結果、 3月22日に可決されたものでございまして、令和3年度城南土地開発公社事業計画に おける本町の公有地取得事業等についてはございません。

以上でございます。

○議長(谷口 整) これにて報告を終わります。

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第11、議案第39号、宇治田原町税条例の一部を改正する条 例制定の専決処分についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第39号につきましてご説明申し上げます。

議案第39号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、地方税法等を一部改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限の延長等でございます。

本議案につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、ここにご報告し、ご 承認を求めるものでございます。 よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 提案理由の説明が終わりましたので、議案第39号に対する質疑を 行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

これより議案第39号の採決を行います。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

# ◎議案第37号、議案第38号及び議案第40号並びに議案第36号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第12から日程第15まで、議案第37号、議案第38号及び議案第40号並びに議案第36号の4議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、日程第12から日程第15、議案第37号、議案第38号及び議案第40号並びに議案第36号の4議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第37号、宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、町政における長年の功労と優れた活動を評価し、その栄誉をたたえる自治功労者表彰制度の趣旨に照らし、各分野でご活躍の方を広く顕彰するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、対象者や必要年数等の見直しでございます。

続きまして、議案第38号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法等を一部改正する法律等が公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し 及びセルフメディケーション税制の延長等でございます。

続きまして、議案第40号、町道路線の認定につきましては、大字南小字下中道地内の住宅開発により町に帰属した道路について、町道1の62号線として認定しようとするものでございます。

当該路線につきましては、延長101.7m、幅員は6から12mの規格となっております。

続きまして、議案第36号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための費用及び宇治田原小学校内に新規開設した通級指導教室の整備等に要する費用を中心に補正するものであり、補正額は1,650万円の追加となり、補正後の予算総額を50億1,550万円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金750万円、子育 て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金90万円の合計840万円を追加しており ます。

寄附金では、社会福祉寄附金20万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金400万円を追加しております。

町債では、学校教育施設等整備事業債390万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、老人・身体障害者対策福祉基金積立20万円を追加しております。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費810万円を追加しております。

教育費では、学校施設環境整備事業費520万円を追加しております。

予備費では、300万円を追加しております。

次に、「第2表 地方債補正」につきましては、学校教育施設整備事業費について、

起債の限度額などを定めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行いま す。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第37号、議案第38号及び議案第40号の3議案を総務建設常任委員会に、議案第36号を予算特別委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、4議案につきましては、総務建設常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会 をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定 をいたしました。

次回は6月8日午前10時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日付託をいたしました各議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議			長	谷	口		整
署	名	議	員	山	本		精
署	名	議		森	山	高	広